

# 西大阪地域の防災・減災に係る取組方針

令和4年3月22日改定

西大阪地域水防災連絡協議会

○はじめに

平成27年9月の関東・東北豪雨災害により鬼怒川の堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流出や広範囲かつ長時間の浸水や、平成28年8月の台風第10号では岩手県管理河川の小本川が氾濫し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。

平成29年6月施行の水防法等の一部改正では、このような状況を踏まえ、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させ、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現し、被害を二度と繰り返さないための抜本的な対策を講ずることとしている。

国土交通省は、平成29年6月20日に緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、国土交通大臣指示に基づき、概ね5年で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方等について、緊急行動計画をとりまとめた。都道府県においては、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめることとした。

大阪府では、府内8ブロックの既存協議会を水防法に位置づけられた地域毎の大規模氾濫減災協議会機能を付加した水防災連絡協議会に改組し、洪水、高潮、土砂災害等による防災・減災対策を総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資するようにした。

本協議会では、上記水防法改正を踏まえたうえで、地域の特徴や平成22年6月策定の「今後の治水対策の進め方」の人命を守ることを最優先とする基本的な理念に基づき、「逃げる・凌ぐ・防ぐ」ことを主眼においた防災・減災に係る取組方針を策定し、平成30年12月13日に「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」が答申されたことを踏まえ、緊急行動計画を改定して、より一層、充実・加速化を図ってきたところである。

これからも、水防災に対する意識の継承・再構築および大規模水害に対する備えの充実を図るために、防災・減災に係る取組を継続すべきであることから、これまでの取組項目に対して、継続・更新・新規項目を整理し、令和4年度より5箇年を目途とする防災・減災に係る取組方針を策定した。

今後、本協議会は、毎年出水期前に開催して、取組状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針を見直していく。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

## 目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組

具体的な取組の柱	
事項【大分類】	主な取組内容
具体的な取組【中分類】	
<b>(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組</b>	
<b>① 情報伝達、避難計画等に関する事項</b>	
洪水時における河川管理者からの情報提供等 (ホットラインの運用)	ホットライン連絡体制の確認を継続して実施し、必要に応じ実施要領を改定する。
高潮時における海岸管理者等からの情報提供等 (高潮氾濫発生情報の運用)	高潮氾濫発生情報の伝達方法等について、実災害や訓練等で運用のうえ課題等を整理し、必要に応じて見直しの検討を行う。
避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認 (洪水対応タイムライン) 【広域】	神崎川流域広域タイムラインについて、実災害や訓練等で運用のうえ課題等を整理し、必要に応じて見直しの検討を行う。
避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認 (洪水対応タイムライン) 【市域・町域】	<p><b>【多機関連携型タイムラインの作成】</b> 市域単位の多機関連携型タイムラインを検討、作成を行い、協議会で実施内容を共有する。</p> <p><b>【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】</b> 作成した他機関連携型タイムラインを、実災害や訓練等で運用のうえ課題等を整理し、必要に応じて見直しの検討を行う。</p>
避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認 (洪水対応タイムライン) 【コミュニティ】	<p><b>【地域（コミュニティ）単位タイムラインの作成】</b> 地域（コミュニティ）単位でのタイムラインについて、モデル地区の選定や自治会での作成支援などを通じ、作成を促進する。</p> <p><b>【地域（コミュニティ）単位タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】</b> 作成した地域（コミュニティ）単位のタイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。</p>
避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認 (高潮対応タイムライン) 【広域】	<p><b>【多機関連携型タイムラインの作成】</b> 協議会において、広域の多機関連携型タイムラインを検討・作成する。</p> <p><b>【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】</b> 作成した広域タイムラインを実災害や訓練等で運用のうえ課題等を整理し、必要に応じて見直しの検討を行う。</p>
避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認 (高潮対応タイムライン) 【市域・町域】	<p><b>【避難勧告型タイムラインの作成】</b> 吹田市において、避難情報の発令基準の作成を検討する。</p> <p><b>【多機関連携型タイムラインの作成】</b> 各市域単位の多機関連携型タイムラインを検討・作成し、協議会で実施内容を共有する。</p> <p><b>【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】</b> 作成した各市域タイムラインを実災害や訓練等で運用のうえ課題等を整理し、必要に応じて見直しの検討を行う。</p>

## 目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組

具体的な取組の柱	
事項【大分類】	主な取組内容
具体的な取組【中分類】	
避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認 (高潮対応タイムライン) 【コミュニティ】	<p><b>【地域（コミュニティ）単位タイムラインの作成】</b> 地域（コミュニティ）単位でのタイムラインについて、モデル地区の選定や自治会での作成支援などを通じ、作成を促進する。</p> <p><b>【地域（コミュニティ）単位タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】</b> 作成した地域（コミュニティ）単位のタイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。</p>
水害危険性の周知促進	<p><b>【水位周知下水道の指定】</b> ・地下街等の水位周知下水道の検討を進めるとともに、大阪府水防計画への反映について検討する。</p>
ICTを活用した洪水情報の提供	<p><b>【情報提供の拡大】</b> ・スマートフォンのGPS機能と連動した河川防災情報サイト作成 ・防災情報の用語や表現内容の見直し（国・気象台）</p>
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び 避難訓練の実施（洪水・高潮災害）	<p><b>【避難確保計画作成の促進】</b> ・浸水想定区域内にある施設を適切に地域防災計画へ位置づけ、計画未作成の施設に対する計画作成の働きかけを行う。 ・施設管理者等が新たに避難確保計画を作成又は変更する場合には、計画と併せてチェックリストの提出を求め、必要な助言・勧告を行う。</p> <p><b>【避難訓練実施の徹底】</b> ・施設管理者等に対し、避難訓練を原則として年一回以上実施させ、訓練実施後は概ね1ヶ月を目安に、訓練結果を報告させる。</p>
<b>② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項</b>	
想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	<p>公共下水道等の雨水出水浸水想定区域図を作成し周知を行う。</p>
水害ハザードマップの改良、周知、活用	<p><b>【洪水浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成と周知】</b> ・旧淀川筋における、想定最大規模の浸水想定区域図のハザードマップへの反映、配布を実施する。 ・各市において、ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施する。</p> <p><b>【高潮浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成と周知】</b> ・各市において、ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施する。</p> <p><b>【内水浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成と周知】</b> ・各市において、ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施する。</p>
防災教育の推進	<p>・教育委員会等と連携・協力して、国と教育関係者が連携して作成した指導計画の共有と学校における防災教育が充実される取組みを強化。 ・出前講座などによる防災教育の推進。</p>
共助の仕組みの強化 地域防災力の向上のための人材育成	<p>・協議会等の場を活用して、自主防災組織、福祉関係者、水防団等による避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整。 ・地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する市町村の取組に対して、専門家による支援を行い、協議会の場等で共有する。</p>
住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	<p>・市におけるマイ・タイムラインやマイ防災マップ等の避難の実効性を高める取組内容を共有。</p>

## 目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組

具体的な取組の柱	
事項【大分類】	主な取組内容
具体的な取組【中分類】	
<b>(2) 被害軽減の取組</b>	
<b>① 水防体制の強化に関する事項</b>	
水防に関する広報の充実（水防団員確保に係る取組）	・水防団員確保に向け、これまでの取組を行うとともに、新たな広報手段の検討を行う。
水防訓練の充実 避難訓練への地域住民の参加促進	・多様な関係機関、住民参加により実践的な水防訓練になるよう訓練内容の検討、実施を行う。
水防関係者間での連携、協力に関する検討	大規模氾濫を想定した多機関連携型タイムラインを活用した訓練などを通じ、水防団間の連携を図る。
<b>② 多様な主体による被害軽減対策に関する事項</b>	
市庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電機等の整備）	市庁舎、市立病院等の非常用電源設備の耐水化対策の実施検討を行う。
<b>(3) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組</b>	
<b>氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組</b>	
排水施設、排水資機材の運用方法の改善	・府が公表した洪水浸水想定区域図の浸水継続時間を基に各市において排水計画の検討を行う。
浸水被害軽減地区の指定	・各市において、浸水被害軽減地区の指定を検討、実施する。
流域全体での取組み	・雨水貯留浸透施設、雨水幹線整備、下水道施設増強、耐水化の推進する。
土地利用誘導	・立地適正化計画における居住誘導区域の設定・見直し及び防災指針の策定を検討する。

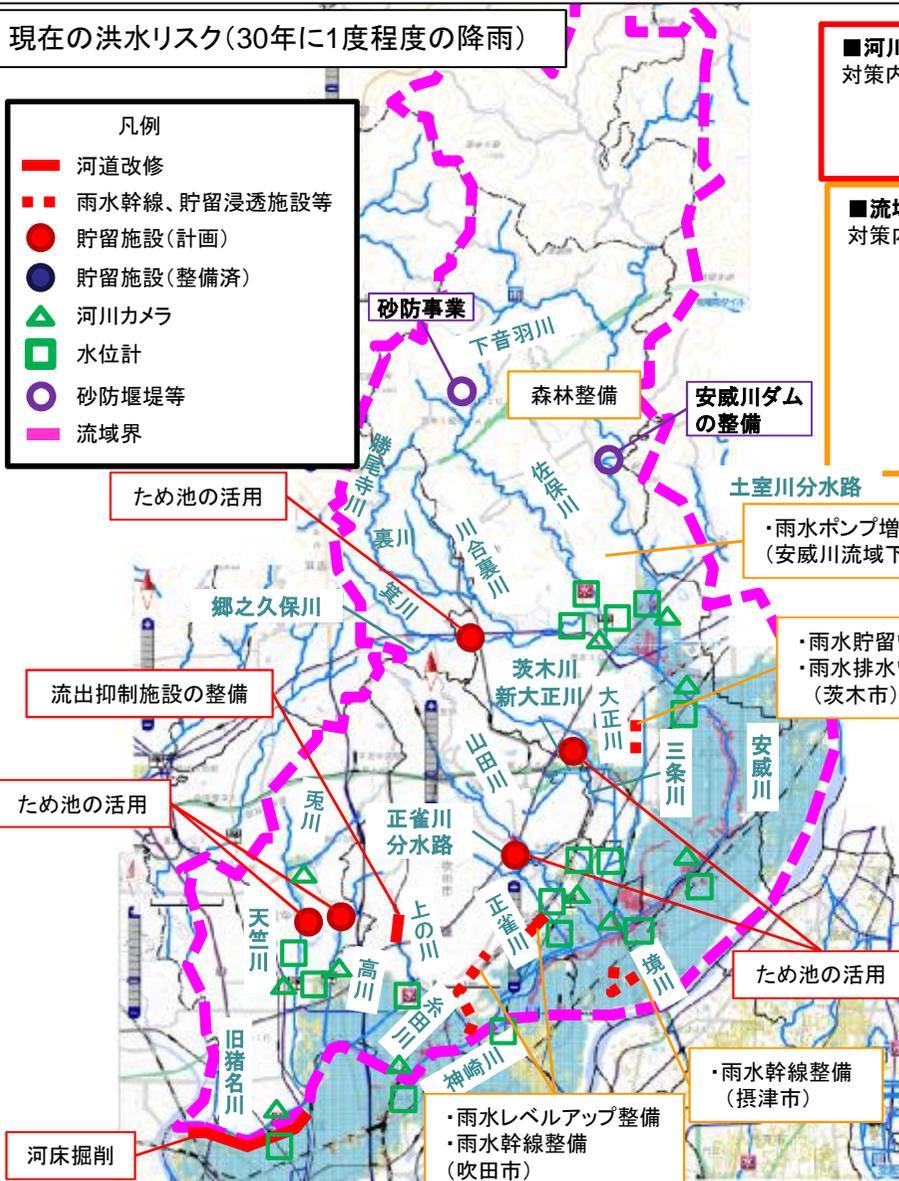
## 目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組

具体的な取組の柱		主な取組内容
事 項【大分類】	具体的な取組【中分類】	
<b>(4) 防災施設の整備等に関する事項</b>		
防災施設の整備等に関する事項		
	堤防等防災施設の整備 (洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	・河川、下水施設等の整備は、「神崎川ブロック」「神崎川下流ブロック」「西大阪ブロック」流域治水管理図に基づき推進する。
	水門・鉄扉等の施設の確実な運用体制の確保	<b>【水門・樋門・防潮施設等の更新・高度化】</b> ・樋門、水門、防潮施設等の更新を実施 ・鉄扉等の遠隔監視化など機能高度化を実施  <b>【樋門等操作規則策定】</b> ・下水道管理者等が管理する樋門等の操作規則を策定する。
<b>(5) 減災・防災に関する国の支援</b>		
減災・防災に関する国の支援		
	水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	・交付金や起債対象事業の周知

○神崎川ブロックでは、当面の治水目標に従い、河道拡幅、河床掘削等による洪水対策を実施します。旧猪名川、境川、三条川、新大正川、郷之久保川、川合裏川、裏川、土室川分水路、下音羽川、糸田川、茨木川、佐保川、勝尾寺川では当面の治水目標を達成しており、上の川では時間雨量50ミリ程度の降雨、神崎川では時間雨量65ミリ程度の降雨、安威川、天竺川、兎川、高川、山田川、正雀川、正雀川分水路、大正川、箕川では時間雨量80ミリ程度の降雨による洪水を対象に整備を行います。

現在の洪水リスク(30年に1度程度の降雨)

- 凡例
- 河道改修
  - - 雨水幹線、貯留浸透施設等
  - 貯留施設(計画)
  - 貯留施設(整備済)
  - ▲ 河川カメラ
  - 水位計
  - 砂防堰堤等
  - 流域界



- 河川・下水道などにおける対策
- 対策内容
- ・河道拡幅・河床掘削・築堤【府】
  - ・河道内の堆積土砂除去【府】
  - ・ため池及び農業用施設等の治水活用【府・市・民間】

- 流域における対策
- 対策内容
- ・土砂災害特別警戒区域内における既存住宅に対する補助制度【府・市町】
  - ・土地利用誘導(立地適正化計画の見直し等)等【府・市町】
  - ・砂防事業、森林整備・保全【府・市】
  - ・雨水貯留浸透施設、雨水幹線整備、下水道施設増強、耐水化【府・市】
  - ・ため池及び農業用施設等の治水活用【府・市・民間】



大阪府域の流域関連自治体(7市1町)

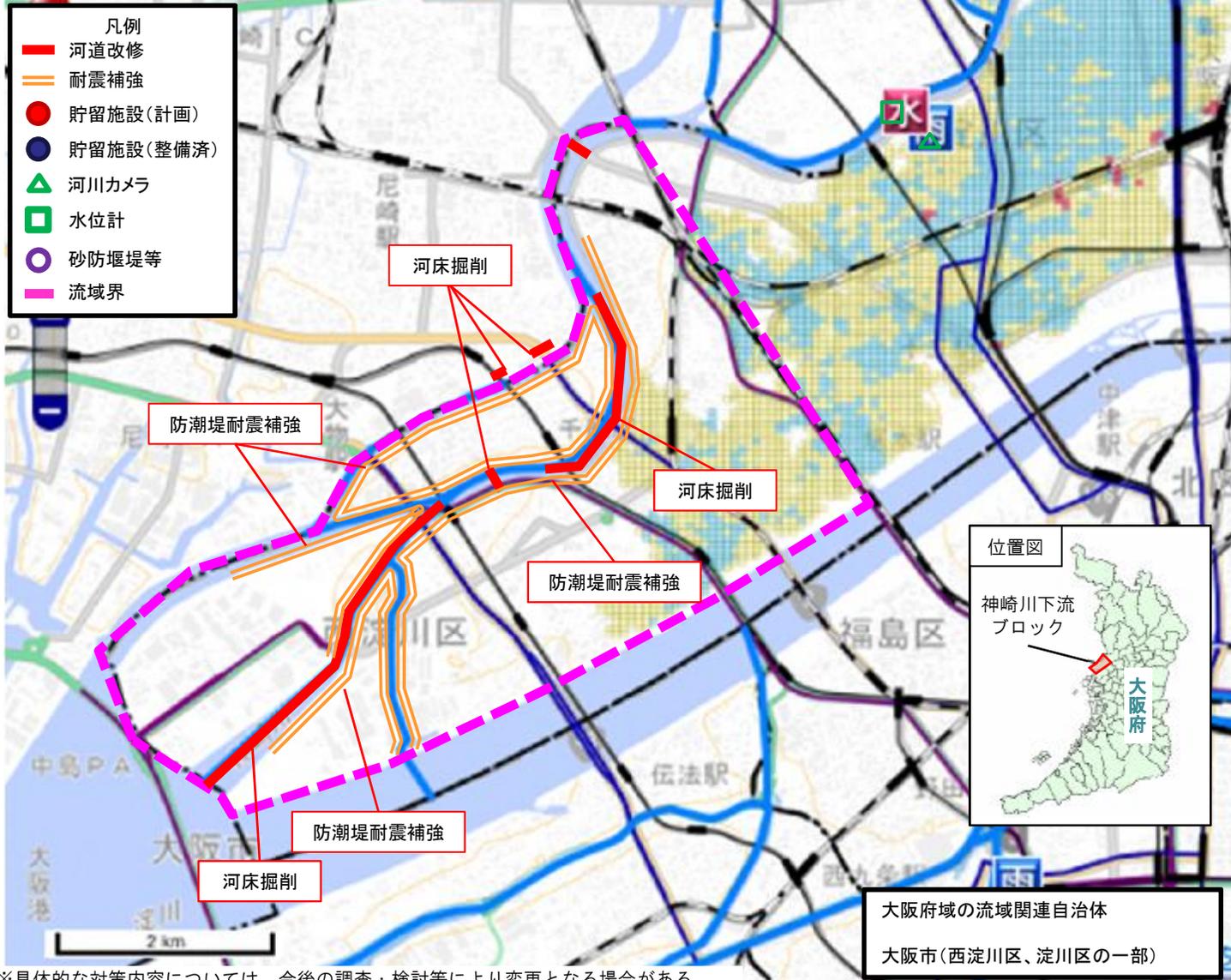
大阪市(淀川区、東淀川区)、豊中市、吹田市、摂津市、茨木市、高槻市、箕面市、豊能町

- ソフト対策(大阪府水防災連絡協議会の「地域の取組方針」に定める内容を反映)
- ①情報伝達、避難計画等に関する事項
    - ・ホットラインの運用(洪水・高潮・土砂)【府、市町、気象台】
    - ・避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認(広域タイムライン)(洪水・高潮)【府・市町・民間】
    - ・避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認(市域・町域タイムライン)(洪水・高潮・土砂)【市町】
    - ・避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認(コミュニティタイムライン)(洪水・高潮・土砂)【市町】
    - ・ICTを活用した洪水情報の提供【府、気象台】
    - ・防災施設の機能に関する情報提供の充実・水害危険性の周知促進【府】
    - ・隣接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等【府・市町】
    - ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施(洪水・高潮・土砂災害)【府、市町】
    - ・応急的な退避場所の確保【市町】
  - ②平時からの住民等への周知・訓練に関する事項等
    - ・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知【府】
    - ・想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知【府】
    - ・基礎調査の実施と公表と土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定【府】
    - ・水害ハザードマップの改良、周知、活用(洪水・内水・土砂・高潮)【国、府、市町】
    - ・浸水実績等の周知【府、市町】
    - ・水害の記録の整理【府、市町】
    - ・災害リスクの現地表示【市町】
    - ・防災教育の推進【府、市町】
    - ・共助の仕組みの強化、地域防災力の向上のための人材育成【府・市町】
    - ・住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進【府、市町】
    - ・洪水予測や水位情報の提供の強化、水位計、河川カメラの整備【府】
    - ・地区単位土砂災害ハザードマップの作成促進【市町】
    - ・重要水防箇所の見直し及び水防資器材の確認【府、市町】
    - ・水防に関する広報の充実【市町】
    - ・水防訓練の充実【国、府、市町】
    - ・水防関係者間での連携、協力に関する検討【府・市町】
    - ・市町庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実【府・市町】
    - ・市町庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電機等の整備)【市町】
    - ・排水施設、排水資機材の運用方法の改善【府、市町】
    - ・浸水被害軽減地区の指定【府、市町】
    - ・重要インフラの機能確保【市町】
    - ・樋門・樋管等の施設の実運用体制の確保【府・市町】
    - ・施設管理の高度化の検討【府】
  - ③減災・防災に関する国の支援
    - ・水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援【府】
    - ・適正な土地利用の促進【府、市町】
    - ・災害時及び災害復旧に対する支援【府】
    - ・補助制度の活用【市町】

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

○神崎川下流ブロック（神崎川、中島川、左門殿川、西島川）では、当面の治水目標として40年に1度程度発生する恐れのある降雨による洪水を安全に流下させることができるよう、河床掘削等による洪水対策を実施します。また、高潮対策として整備対象区間において、防潮堤等の耐震補強を実施します。

現在の洪水リスク(10年に1度程度の降雨)



■河川・下水道などにおける対策

対策内容 ・河床掘削【府】  
・防潮堤耐震補強【府】

■流域における対策

対策内容 ・土地利用誘導(立地適正化計画の見直し等)  
【府・市】  
・雨水貯留施設、下水道施設増強、耐水化【市】

■ソフト対策(大阪府水防災連絡協議会の「地域の取組方針」に定める内容を反映)

- ①情報伝達、避難計画等に関する事項
- ・ホットラインの運用(洪水・高潮)【府、市】
  - ・避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認(広域タイムライン)(洪水・高潮)【府・市・民間】
  - ・避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認(市域・町域タイムライン)(洪水・高潮)【市】
  - ・避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認(コミュニティタイムライン)(洪水・高潮)【市】
  - ・水害危険性の周知促進【府】
  - ・ICTを活用した洪水情報の提供【府・気象台】
  - ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施(洪水・高潮・土砂災害)【府、市】
- ②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項等
- ・想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知【府】
  - ・水害ハザードマップの改良、周知、活用(洪水・内水・高潮)【府、市】
  - ・防災教育の推進【府、市】
  - ・共助の仕組みの強化、地域防災力の向上のための人材育成【府・市】
  - ・住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進【府、市】
  - ・洪水予測や水位情報の提供の強化、水位計、河川カメラの整備【府】
  - ・水防に関する広報の充実(水防団員確保に係る取組)【市】
  - ・水防訓練の充実、避難訓練への地域住民の参加促進【府・市】
  - ・水防関係者間での連携、協力に関する検討【府・市】
  - ・市町庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電機等の整備)【市】
  - ・排水施設、排水資機材の運用方法の改善【府、市】
  - ・浸水被害軽減地区の指定【府、市】
  - ・水門・鉄扉等の施設の確実な運用体制の確保【府、市】
- ③減災・防災に関する国の支援
- 水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援【府】

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

○西大阪ブロック（安治川、木津川、尻無川、六軒家川、東横堀川、道頓堀川、住吉川）では、整備対象区間において防潮堤等の耐震補強を実施します。

現在の洪水リスク(200年に1度程度の降雨)

- 凡例
- 河道改修
  - 耐震補強
  - 貯留施設(計画)
  - 貯留施設(整備済)
  - ▲ 河川カメラ
  - 水位計
  - 砂防堰堤等
  - 水門等
  - 流域界

此花下水処理場ポンプ  
場完成(大阪市)



大阪府域の流域関連自治体(1市)  
大阪市域

- 河川・下水道などにおける対策
- 対策内容 ・水門の改築【府】  
・水門・防潮堤耐震補強【府・市】

- 流域における対策
- 対策内容 ・土地利用誘導(立地適正化計画の見直し等)等【府・市】  
・雨水貯留施設、下水道施設増強、耐水化【市】

- ソフト対策(大阪府水防災連絡協議会の「地域の取組方針」に定める内容を反映)
- ①情報伝達、避難計画等に関する事項
    - ・ホットラインの運用(洪水・高潮)【府、市】
    - ・避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認(広域タイムライン)(洪水・高潮)【府・市・民間】
    - ・避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認(市域・町域タイムライン)(洪水・高潮)【市】
    - ・避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認(コミュニティタイムライン)(洪水・高潮)【市】
    - ・水害危険性の周知促進【府】
    - ・ICTを活用した洪水情報の提供【府・気象台】
    - ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施(洪水・高潮・土砂災害)【府、市】
  - ②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項等
    - ・想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知【府】
    - ・水害ハザードマップの改良、周知、活用(洪水・内水・高潮)【府、市】
    - ・防災教育の推進【府、市】
    - ・共助の仕組みの強化、地域防災力の向上のための人材育成【府・市】
    - ・住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進【府、市】
    - ・洪水予測や水位情報の提供の強化、水位計、河川カメラの整備【府】
    - ・水防に関する広報の充実(水防団員確保に係る取組)【市】
    - ・水防訓練の充実、避難訓練への地域住民の参加促進【府・市】
    - ・水防関係者間での連携、協力に関する検討【府・市】
    - ・市町庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電機等の整備)【市】
    - ・排水施設、排水資機材の運用方法の改善【府、市】
    - ・浸水被害軽減地区の指定【府、市】
    - ・水門・鉄扉等の施設の確実な運用体制の確保【府、市】
  - ③減災・防災に関する国の支援
    - 水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援【府】

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

## ■ハザードマップ作成・周知

活動報告

- 平成27年の水防法改正に合わせた浸水想定図の見直し、新規作成を行いました。
- 平時より、災害時における避難に備え、あらかじめ自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、避難行動につなげていただくため、マイ・タイムライン作成フォームを掲載しました。
- 水害時の避難情報を“警戒レベル”を用いた発令方法に変更したことをあらためて認識いただくとともに警戒レベル毎に則した避難行動を確認していただくため、水害(大雨・高潮)に対する避難行動フローを掲載しました。
- 日本語版とともに翻訳(英語、中国語、韓国・朝鮮語)版を作成しました。※HPに掲載

令和元年度

- 水害ハザードマップコンテンツ作成

(旧)

令和2年度

- 水害ハザードマップ紙面構成

令和3年度

- 水害ハザードマップ印刷(5月～7月)
- HPの更新(7月16日)
- 市役所・各区役所・大阪市サービスカウンターなどで、配架(7月16日～)
- 全戸配布(7月16日～8月31日)
- 中小河川の水害ハザードマップ印刷(追加版)

- ・ 令和3年7月の水防法改正により、洪水予報河川及び水位周知河川以外の中小河川についても浸水想定を行うことが定められた。
- ・ 旧淀川流域等の河川について、令和4年2月25日に大阪府により新たに浸水想定区域に指定された。



(更新版)



<参考>

令和4年度の出水期前に

- HPの更新(5月1日)
- 市役所・各区役所・大阪市サービスカウンターなどで、配架(5月1日～)

# 令和3年度の活動報告【大阪市】

## ■要配慮者利用施設における避難計画の作成等【避難確保計画の策定】

活動報告

- 避難確保計画の作成提出施設数の向上に向け、専任職員を雇用し、未提出施設に対し、個別相談や助言・督促を電話で直接行い、且つ、市HPにおいて、計画作成方法の支援ツールとして、ひな形等を掲載の上、作成方法の解説動画も公開する。
- 未提出施設には施設名の公表を行う旨の「通告書」を送付し、期限内に全ての対象施設から計画を受理。

## ■取組事例・成果



p 令和3年4月に大阪市地域防災計画に位置付けられた大阪市域内の全対象施設（5,667施設）に対する作成済み施設数

R4年3月末 5,667施設(100%)

【参考】

全国 77,595施設／全105,310施設  
(約74% R3年9月末)

活動の効果  
ならびに  
今後の課題

### 【効果】

1 未提出施設毎に個別アプローチを行い、計画作成の意図と作成方法を理解していただくことで、提出数の向上につながった。

### 【課題】

1 本市においては要配慮者利用施設の数が多く、その開廃も頻繁にあることから、避難確保計画の作成・提出が必要となる施設の指定更新を定期的に行っていく必要がある。

# 「デジタル・ハザードマップ」の一般公開（令和3年8月）

## ◆内容

- ・都市計画図などを閲覧できるWEBサイト「地図情報とよなか」に、「浸水想定区域図」や「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」等の情報を追加
- ・ハザードマップに掲載している情報を一元化し、実際に災害が発生した場合に想定される被害をスマートフォンなどで確認

## ◆公開している情報

- ・各河川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）  
《猪名川、淀川、神崎川、千里川、天竺川・兔川、高川、箕面川、旧猪名川》
- ・内水はん濫浸水想定区域図（想定最大規模）
- ・高潮浸水想定区域図（想定最大規模）
- ・高潮浸水想定区域図（浸水継続時間）
- ・津波浸水想定区域図
- ・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
- ・指定避難所／指定緊急避難場所
- ・地震震度分布図

ピンポイントの浸水深(単位：cm)や浸水継続時間(単位：秒)の把握ができることで、市民からの反響大



豊中市

# 「総合ハザードマップ」の全戸配布（令和3年11月）

## ◆内容

- ・風水害が発生した場合に被害が想定される箇所や避難場所などをまとめた『豊中市総合ハザードマップ』を令和3年度に新たに作成
- ・同マップには洪水、内水、津波、高潮、土砂災害といった風水害時の浸水想定区域や浸水深などに加え、事前の備えや大雨時のとるべき行動、避難施設などを記載
- ・市民には、自宅や職場付近の想定や、避難場所までの経路などの確認をお願い（マイ・タイムラインの作成シートを掲載）



## ◆ハザードマップに関する周知啓発

- ・令和3年度防災市民講座として「豊中市総合ハザードマップの見方」の動画配信（令和4年1月）



«令和4年度»  
「豊中市総合ハザードマップ」の  
音訳版・点訳版を作成・配布予定

# 風水害時の緊急情報を「固定電話」や「FAX」に配信する 「災害情報自動配信サービス」が新たにスタート！

## 対象者：吹田市民で携帯電話やスマートフォンを持っていない方

ご自身が登録対象であるかは、以下の流れでご確認ください



■テレビをお持ちの方▶本サービスに登録しなくてもテレビのdボタンを押すと地域ごとの災害情報の入手が可能です

### 登録可能な機器

固定電話 又は FAX  
のいずれか1つのみ登録可

※携帯電話は登録できません。

### 配信する情報

- 洪水・土砂災害が発生するおそれがあるときの避難情報
  - その他の緊急情報
- ※緊急地震速報は配信されません。

### サービス利用料

- 受信時の通話料などは無料  
※折り返し電話をしたときは有料です
- ※本サービスを利用するための機器・消耗品等は自己負担となります

### 申請方法

所定の申請書(※)を郵送又はFAXにて吹田市危機管理室へ

※申請書は、市ホームページに掲載しているほか、吹田市危機管理室の窓口で配布しています。

※ホームページからのダウンロードや窓口への来所が難しい場合は、吹田市危機管理室へご相談ください。

市ホームページ



### 配信までの流れ

①申請書を提出 ⇒ ②テスト配信(事前にご案内します) ⇒ ③以後、随時避難情報を配信

▶ 電話・FAXは「電話番号：050-3138-4211」から発信されます。

▶ メッセージは、同じ内容を3回繰り返し流します。※

※聞き取れなかった場合は、電話番号(050-3138-4211)に折り返し電話をして確認することもできますが、その場合、通信料がかかります。なお、一定時間経過後は、折り返し電話をしても確認ができなくなります。

▶ 避難情報の発令など、市が緊急情報を配信する時に速やかに配信されるものですが、回線状況によって配信に時間がかかったり、故障等により配信がされない場合があります。※

※本サービス以外での災害情報の取得方法も備えておきましょう。

また、緊急情報のため、休日や夜間に配信される場合もありますのでご了承ください。

- 流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、河川整備をより一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域のあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方
- (主な取組1) 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し
- (主な取組2) あらゆる関係者とハード・ソフト一体となった総合的な事前防災対策を「流域治水プロジェクト」としてとりまとめ、流域治水プロジェクトの取組を推進



# 流域治水関連法の概要

- 流域治水の実効性を高めるために特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(通称:流域治水関連法)が令和3年5月10日に公布され、一部の規定が同年7月15日に、残りの規定が同年11月1日に施行された。
- 流域治水関連法は、4本の柱により、以下の9法律を一体的に改正

①特定都市河川浸水被害対策法②河川法③下水道法④水防法⑤土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律⑥都市計画法⑦防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律⑧都市緑地法⑨建築基準法

## 法律の概要

### 1. 流域治水の計画・体制の強化 【特定都市河川法】

- ◆ **流域水害対策計画を活用する河川の拡大**
  - 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、**自然的条件**により困難な河川を**対象に追加**(全国の河川に拡大)
- ◆ **流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実**
  - 国、都道府県、市町村等の**関係者が一堂に会し**、官民による**雨水貯留浸透対策の強化**、浸水エリアの**土地利用**等を協議
  - 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施

### 2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策 【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】

- ◆ **河川・下水道における対策の強化** ◎ 堤防整備等の**ハード対策を更に推進**(予算)
  - 利水ダム等の事前放流**に係る協議会(河川管理者、電力会社等の利水者等が参画)制度の創設
  - 下水道**で浸水被害を防ぐべき**目標降雨**を計画に位置付け、整備を加速
  - 下水道の**樋門等の操作ルール**の策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止
- ◆ **流域における雨水貯留対策の強化**
  - 貯留機能保全区域**を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
  - 都市部の緑地**を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用
  - 認定制度、補助、税制特例**により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援 (※予算関連・税制)

### 3. 被害対象を減少させるための対策 【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】

- ◆ **水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫**
  - 浸水被害防止区域**を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認(許可制)
  - 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充**等により、危険エリアからの移転を促進 (※予算関連)
  - 災害時の避難先となる拠点の整備**や**地区単位の浸水対策**により、市街地の安全性を強化 (※予算関連)

### 4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 【水防法、土砂災害防止法、河川法】

- 洪水等に対応した**ハザードマップの作成**を**中小河川等まで拡大**し、リスク情報空白域を解消
- 要配慮者利用施設に係る**避難計画・訓練**に対する**市町村の助言・勧告**によって、避難の実効性確保
- 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した**土砂の撤去、準用河川**を追加



流域治水のイメージ

# 特定都市河川浸水被害対策法（平成16年施行、令和3年11月改正）について

## ◆特定都市河川浸水被害対策法の概要

- 市街化の進展により河川整備のみでは浸水被害の防止が困難なことから、河川整備、下水道整備に加え、流域における雨水貯留浸透施設の整備などの流出抑制対策を一体的に推進するため、特定都市河川を指定

### (主な特定都市河川法の制度・施策等)

- 雨水浸透阻害行為の許可
- 流域水害対策計画の策定  
⇒河川、下水道、雨水貯留浸透施設の整備  
⇒排水ポンプ(下水道)の運転調整
- 保全調節池の指定
- 開発・建築を制限するための規制 など



大阪府：H18年に寝屋川流域において指定  
※法改正後、R3年12月に大和川流域(国・奈良県域)で指定

## ◆主な改正内容

### ① 特定都市河川指定要件の見直し

- 「市街化の進展」以外の自然的条件等の理由による浸水被害防止が困難な河川で水害が頻発
- そのため、「接続する河川の状況」又は「河川の周辺の地形等の自然的条件の特殊性」により浸水被害の防止が困難な河川を指定要件に追加



これまでの指定要件では、寝屋川流域のみ対象であったが、他の府管理河川でも指定が可能となった

### ② 水害リスクを踏まえた土地利用規制

#### 【貯留機能保全区域制度の創設】

- 洪水等を一時的に貯留する機能を有する河川沿いの低地などを貯留機能保全区域として指定
- 盛り土等の行為の事前届出を義務化。必要に応じて助言・勧告が可能

#### 【浸水被害防止区域制度の創設】

- 浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域を浸水被害防止区域として指定
- 都市計画上の原則開発禁止
- 住宅、要配慮者施設等の開発・建築行為について事前許可が必要

- 特定都市河川浸水被害対策推進事業(個別補助事業)の創設  
⇒流域水害対策計画に位置付けられた事業に予算を重点化

# これまでの大阪府での治水対策

- 国の「流域治水」に先立ち、「今後の治水対策の進め方(H22.6作成)」に基づき、「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」を効率的・効果的に組み合わせて、流域全体で治水対策を実施中
- 府内8ブロックの地域において、水防災連絡協議会を設置し、関係者が協働して防災・減災対策を実施中
- 寝屋川流域は、平成18年に特定都市河川流域に指定し、総合治水対策を推進中

## ◆大阪府の治水計画

### 河川・砂防事業の長期ビジョン

現役の幹部～中堅～次世代を担う若手職員すべてが集い、“100年後の大阪を想像”して描くこれからの河川・砂防事業の展望

### 河川整備基本方針（法定計画）

【内容】長期的な視点に立った河川整備の基本的な考え方を示す  
【期間】—

### 今後の治水対策の進め方

【内容】当面の治水目標について定める  
【期間】～2050年頃

### 河川整備計画（法定計画）

【内容】河川整備基本方針に基づき、当面の河川整備の具体的な内容を定めたもの  
【期間】～2050年頃

### 大阪府 都市整備中期計画（行政計画）

【内容】大阪や関西全体を見据えた都市インフラ政策の中長期的な展望を持ちながら、概ね30年先を見通しつつ今後10年間に実施する事業計画  
【期間】2021年～2030年頃

## ◆大阪府の治水対策

### 地先の危険度評価（洪水リスクの公表・評価）

- 全国に先駆け、**府管理の全154河川**で高頻度から低頻度の**多段型の洪水リスク情報を公表**
- 河川整備計画の**整備メニュー完成後の洪水リスクも公表**

洪水リスクを低減させる治水手法の検討

### 河川毎に総合的・効果的な治水対策の実施

### ●現在実施している主な治水対策

#### ① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- 河道改修
- 堤防強化
- ダムの事前放流
- 維持管理

- ため池の治水活用
- 雨水貯留浸透施設の整備

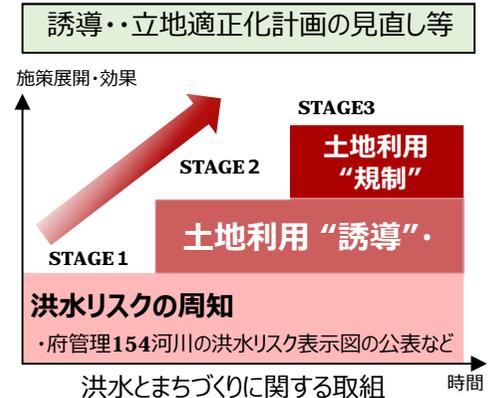


#### ② 被害対象を減少させるための対策

- 土地利用誘導

#### ③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- 多段的洪水リスク情報の発信
- 河川カメラ等による発信
- タイムライン防災
- 住まい方の工夫



# 大阪府での流域治水の取組

## ◆令和3年度の取組み

- 水防災連絡協議会に下水部局、農林部局、都市計画部局、建築部局が新たに参画
- 水防災連絡協議会及び寝屋川流域協議会で府内26ブロックの流域治水プロジェクトを策定



流域の関係者による  
各地域における治水対策  
の「見える化」が実現

## ◆令和4年度の取組み

### 流域治水プロジェクトに基づく流域治水の推進

#### <プロジェクトのマネジメント>

- 各地域の協議会において、計画的かつ着実に進めるため、毎年の進捗管理方法を確立
  - ⇒一級水系についてプロジェクトのロードマップを作成（二級水系はR3年度作成済）
  - ⇒役割分担が不明確な施策については役割分担が見える化
  - ⇒年度当初及び中間の行政WGにおいて各施策の進捗管理、協議会で報告

#### <プロジェクトの充実・強化>

- 多段階の洪水リスク情報や河川整備後の残余リスクを活用し、治水対策の効果とリスクを関係者で共有
  - ⇒プロジェクト背景図の見直し
  - ⇒残余リスクへの対応など課題の抽出
  - ⇒リスク等を踏まえたプロジェクト推進方針の検討
  - ⇒関係者が主体的に取り組む治水対策（ため池の治水活用などの流域対策や水害に強いまちづくりなど）の具体的な検討

#### <流域治水関連法による取組強化>

- 要配慮者利用施設の避難訓練の報告義務化及び避難確保計画、訓練に対する市町村の助言・勧告が可能
  - ⇒避難確保計画作成と訓練実施を推進
- 洪水浸水想定区域の指定対象河川の拡大
  - ⇒全ての府管理河川を対象に区域指定を推進
- 特定都市河川の指定条件の緩和
  - ⇒寝屋川流域以外の流域において、特定都市河川に指定するか否かの検討、市町村等の関係者との調整に着手

# おおさかタイムライン防災プロジェクト



## タイムラインとは

大規模な災害から住民の命を守り、被害を最小化することを目的に防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、「いつ」「誰が」「何をするか」に着目して防災行動とその実施主体を時系列に整理したもの。

## プロジェクトの概要

大阪府では、タイムラインを以下の3つに分類し、先行取り組み（リーディングプロジェクト）を実施。これらの先行事例をモデルとして、洪水や土砂災害、高潮災害など様々なハザードを対象に、国や市町村と連携し大阪府全域にタイムラインの作成と活用を拡げていく、「おおさかタイムライン防災プロジェクト」を進めている。

**広域タイムライン** 5/5地域<寝屋川流域、神崎川・安威川流域、南河内地域、大津川流域、大阪湾（泉州）高潮>

比較的大きな流域を対象として、行政機関に加え、ライフライン事業者、鉄道事業者など多くの防災機関の防災行動を記載したもの。国や府が主体となって関係する防災機関とともに作成。

**市町村タイムライン** 29/43市町村 5市作成中

一つの市町村を対象として、市町村の各部署の防災行動を記載したもの。市町村の各部署が参画し、作成。

引続き、作成、活用・改善を促進→未作成地区における作成促進（令和5年度末までに全市町村で少なくとも1地区のTL作成を目標。令和4年度は土砂災害リスクのある全市町村で少なくとも1地区の作成を目指す）

**コミュニティ（地域）タイムライン** 13市町村、48地区

自治会などの小さな区域を対象として、住民や自主防災組織などが行う防災行動を記載したもの。市町村と地域住民がリスクコミュニケーションを図りながら作成。

## 課題と対応

タイムライン分類	課題	対応
広域	●訓練が実施されていない流域がある	●全てのタイムラインで訓練を実施 ●訓練や実際の水害対応の検証を実施し、必要に応じてタイムラインを改善
市町村	●9市町村が作成に未着手 ●作成済のタイムラインの活用、改善状況が未確認	●市町村への作成の働きかけ、支援 ●ふりかえり、改善状況を確認
コミュニティ	●地区数が多く作成が十分に進んでいない ●ノウハウが十分でない場合がある	●地区単位ハザードマップ作成済地域での作成促進 ●事例集の活用等により横展開 ●講師、ファシリテーターの派遣支援

## これまでの取り組み

### キックオフ

平成29年3月  
おおさかタイムライン防災プロジェクトシンポジウム



### 神崎川流域

令和3年9月  
策定・運用開始

### リーディングプロジェクト

#### 貝塚市旭地区

#### 高潮タイムライン

平成29年3月  
策定・運用開始



### 大阪湾沿岸（泉州）高潮

令和2年8月  
策定・運用開始



大阪府 河川室 河川整備課

資料10

### 安威川流域

令和元年9月  
策定・運用開始

### リーディングプロジェクト

#### 寝屋川流域

平成30年8月  
策定・運用開始



### 南河内地域（石川流域外）

令和2年3月  
策定・運用開始

### リーディングプロジェクト

#### 河南町土砂災害タイムライン

平成30年6月  
策定・運用開始



## 今後の展開

プロジェクト立ち上げ（H29.3）以降、広域タイムライン、市町村タイムラインの策定が進む一方、コミュニティタイムラインについては、対象となる地区が多くなるため、令和3年度からモデル地区を選定して市町村と地域が行う作成を支援し、市町村職員のノウハウ取得による市町村管内での展開を図っている。

令和4年度は引き続き**コミュニティタイムライン未作成の市町村に対する支援**に加え、これまでに**地区単位ハザードマップのみ作成済の地域**に対し、コミュニティタイムライン作成の取組を拡げていく。



### コミュニティタイムライン策定状況



## 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成、避難訓練実施の促進

## 1 背景・経過

平成21年7月 山口豪雨災害

- 土石流により特別養護老人ホームの入所者7名が犠牲

山口県防府市  
(ライフケア高砂)

平成28年8月 相次ぐ台風による豪雨災害

- 北海道、東北地方で中小河川氾濫の多発、岩手県小本川において、グループホームで逃げ遅れにより9名が犠牲

岩手県岩泉町  
(楽ん楽ん)

平成29年6月 水防法等の一部を改正する法律

- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成が義務付け

令和2年7月 豪雨災害

- 熊本県南部を襲った豪雨により球磨川が氾濫し、特別養護老人ホームの入所者14名が犠牲

熊本県球磨村  
(千寿園)

## 2 法令の概要

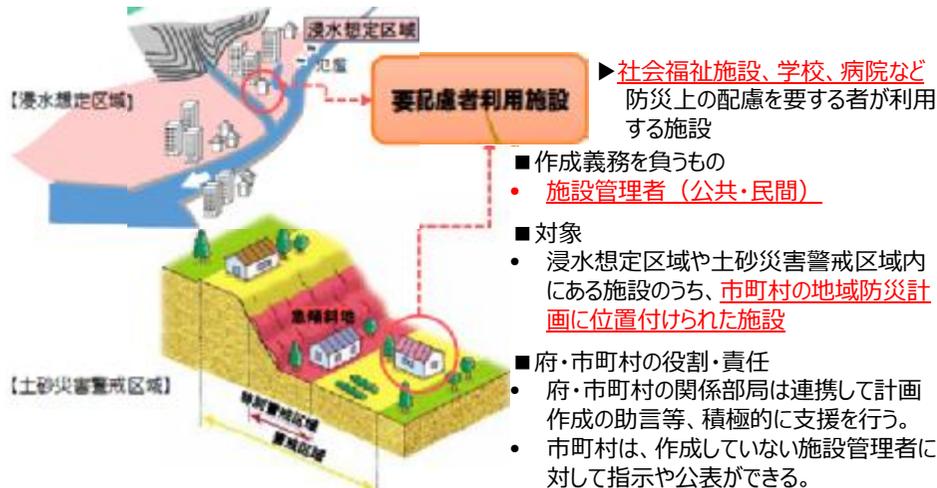
■「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正

⇒浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等による、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務化

■「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）」の施行により、『水防法』及び『土砂災害防止法』が令和3年7月15日に改正

⇒要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための避難訓練の報告義務化

⇒避難確保計画及び避難訓練の報告に対し、市町村長による助言・勧告が可能に



## 3 進捗状況

■大阪府内の作成状況（令和4年3月末時点）

	水防法 (洪水)	水防法 (高潮)	土砂法
対象施設数	9,525	3,240	354
作成済み	9,287	3,240	323
作成率	97.5%	100.0%	91.2%

【参考】全国平均（令和3年9月末時点）  
水防法(洪水)：73.7%  
土砂法：74.1%

※対象施設数は、令和3年9月末時点で市町村地域防災計画に定められた施設数

## 4 作成促進に向けた取り組み（これまで）

■市町村が開催する講習会における技術的支援



■解説動画の紹介



※コロナ禍での作成支援ツール

## 5 今後の展開

■避難確保計画作成の推進

・計画未作成の施設や新たに対象となる施設に対して**計画作成を促進**

※講習会開催、電話での依頼、個別訪問、依頼文書の発出などの取組を継続

■地域防災計画への適切な施設の位置づけ

・地域防災計画への位置付けができていない**市町村においては速やかな位置付けを依頼**

■避難訓練の実施促進による取組の強化

・訓練実施、訓練結果報告について、**施設への依頼文書発出を市町村へ依頼**

・モデルとなる施設での避難訓練実施支援、訓練事例を協議会等で紹介

これらの取組を大阪府も支援

## ●背景と主旨

水防法に基づき、「想定し得る最大規模の降雨」に対応した洪水浸水想定区域を指定する河川以外において、河川氾濫による浸水被害が発生しており、**リスク情報空白域における適切な洪水浸水リスクの提供が課題**となっている。

このような背景と主旨から**令和3年7月に水防法が改正され、洪水浸水想定区域の指定対象が、住家等の防御対象があり、雨量、水位情報等が入手可能な全ての河川流域に拡大**※1となった。

(防御対象：住宅、要配慮者利用施設、避難者が居住・滞在する建築物、避難施設、避難路等)

指定対象施設	指定
住宅	○
要配慮者利用施設	○
居住、滞在する建築物	○
避難路	○
避難施設	○
その他避難の用に供する施設	△

## ●大阪府のこれまでの取組み

平成17年度～（水防法での取組み）

洪水予報河川・水位周知河川での計画規模（1/100）の浸水想定区域の公表・指定 <計39河川>

平成22～24年度（府管理河川でのリスク周知）・・・リスク情報空白地帯は解消

全154河川全区間で洪水リスク表示図を公表（1/10、1/30、1/100、1/200） <154河川>

平成27年度～令和3年度（水防法改正及びリスク周知の更新）

水防法改正に伴い、想定最大規模の洪水浸水想定区域図（1/100、L2）及びリスク図の更新（1/10、1/30、1/100、L2） <154河川>

## ●洪水浸水想定区域の改正内容（水防法第14条）

（従来の対象河川）

洪水により相当な損害が起こる重要な河川

- ・洪水予報河川
- ・水位周知河川

水位の通知義務あり

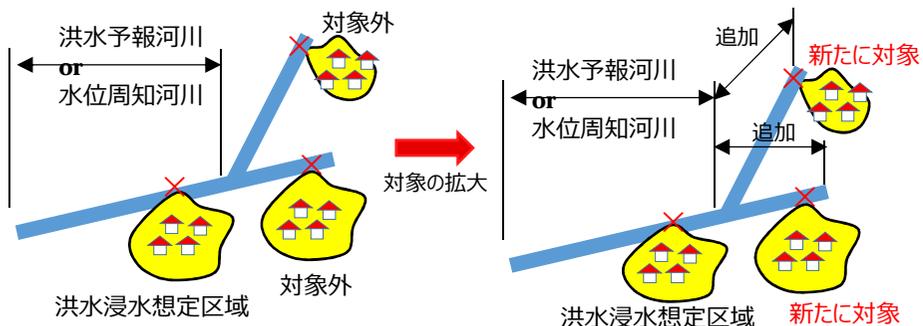
（改正後の対象河川）

防御対象があり、水位情報等が入手可能な全ての河川

- ・洪水予報河川
- ・水位周知河川
- ・**その他河川**※1

水位の通知義務あり  
水位の通知義務なし

改正



## ●市町村の責務（水防法第15条）

- ・浸水想定区域ごとに地域防災計画に以下を記載
  - ①洪水に関する情報の伝達方法（一部改正：洪水等に関する情報※2）
  - ②避難施設、避難路等に関する事項
  - ③市町村が行う避難訓練の実施に関する事項
  - ④地下街、要配慮者利用施設等の名称及び所在地
  - ⑤その他避難確保を図るために必要な事項
- ・浸水想定区域を示した印刷物（ハザードマップ）の作成・配布

※2 人的災害を生ずるおそれがある洪水等に関する情報

雨量、当該河川の水位、その他の情報  
 河川管理者が取得する水位情報のほか、  
 気象庁が発表する雨量や洪水に関する情報（キキクル）

## ●大阪府の方針

全ての府管理河川を対象に、令和6年度早期の洪水浸水想定区域の指定完了を目指す。

# 水防法改正に伴う洪水浸水想定区域の指定拡大について

## ●大阪府の方針

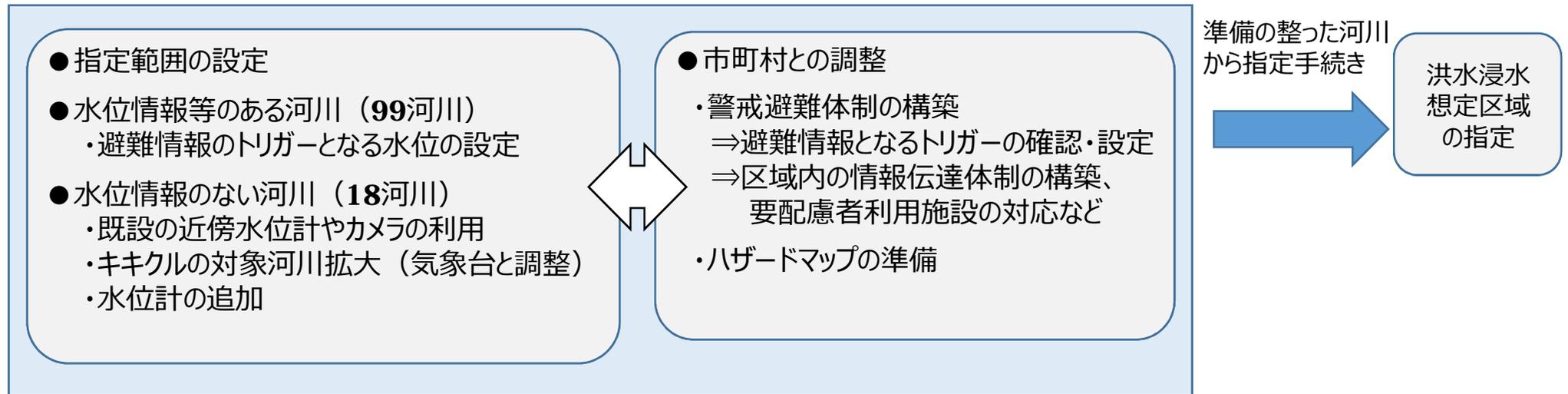
### (基本方針)

全ての府管理河川を対象に、令和6年度早期の洪水浸水想定区域の指定完了を目指す。

### (指定条件)

- ・想定最大規模降雨（L2）による浸水想定区域図の作成 ⇒ 令和3年度完了
- ・当該河川の水位情報等の提供（水位計等、キキクル）

### (指定に向けた進め方)



対象河川	条件	浸水想定区域 未指定区域あり	水位情報
洪水予報河川 水位周知河川	(39)	26	あり 26※3
その他河川	(115)	91	あり 73※4 なし 18

※3 洪水予報・水位周知対象区間外は別途  
 ※4 水位計設置河川：50 キキクルのみ：23

### (指定のスケジュール)

<国の方針：令和7年度までに指定完了>

